

理事候補者選出内規

(適用)

- 第1条 本内規は、一般社団法人日本抗加齢医学会（以下、「本学会」とする）定款第27条に基づき、理事候補者名簿に登載する候補者（以下、「理事候補者」という）の選出に関して必要な事項を定める。
- 2 本内規によって理事候補者名簿に登載し、理事会、社員総会に報告する。

(選任の方法等)

- 第2条 理事候補者25名以内のうち、20名を選挙により選出し（以下、「選挙理事候補者」という）、残り5名以内は第13条により選出する（以下、「推薦理事候補者」という）。
- 2 全理事候補者のうち、3名以上を女性とする。
- 3 選挙理事候補者については、うち1名以上を女性とする。ただし、女性の選挙理事候補者の立候補者がいなかった場合は、この限りではない。
- 4 選挙理事候補者の選出は、本学会の選挙管理委員会の管理のもとに、評議員の無記名投票選挙（以下、「選挙」とする）によって行う。
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第65条1項2号から4号に該当する者は、同法に準じ、理事候補者となることはできない。

(選挙管理委員会)

- 第3条 選挙の管理・執行の業務を行うため、本学会に選挙管理委員会を置く。
- 2 選挙管理委員会の委員長は、理事あるいは監事以外の評議員のなかから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 3 選挙管理委員会の委員は、理事あるいは監事以外の評議員のなかから若干名を委員長が委嘱し、理事会へ報告する。
- 4 委員長及び委員の任期は、委嘱の日から始まり全選挙理事候補者選出の社員総会で報告する日までとする。
- 5 選挙理事候補者に立候補する評議員は、選挙管理委員会委員を務めることはできない。また、選挙管理委員会委員に就任した後、立候補した場合は、選挙管理委員会委員を辞任しなければならない。

(選挙の時期)

- 第4条 任期満了による選挙理事候補者選挙は2年毎とする。

(選挙権者)

第5条 選挙権者は、本学会の評議員で、選挙の公示日において、本学会の当該会計年度までの会費を完納している者とする。

(被選挙権者)

第6条 被選挙権者は、本学会の評議員で、公示日において、本学会の当該会計年度までの会費を完納している者とする。

2 被選挙権者の立候補時年齢は、選挙年の1月1日に70歳を超えないものとする。

(選挙の公示)

第7条 選挙理事候補者選挙に関する事項は、本学会ホームページ及び郵送等により公示する。

(手続き)

第8条 評議員は、第6条に基づき立候補できる。

2 立候補者は、選挙管理委員会が定めた期日までに所定の文書により、その旨を選挙管理委員会に届け出なければならない。

3 選挙管理委員会は、選挙を行う1か月前までに、立候補者名簿を第5条の条件を満たす評議員に送付する。

(投票の方法)

第9条 選挙権者である評議員は、選挙管理委員会から送付された投票用紙に記載し、投票締切日までに選挙管理委員会宛に提出するものとする。

(開票)

第10条 開票は、選挙管理委員会が定めた日に選挙管理委員会が行う。

2 問題のある投票の効力については、選挙管理委員会が判断する。

3 選挙管理委員会は、開票結果をすみやかに公示する。

(異議申立て)

第11条 選挙の効力に関して異議のある選挙権者は、第10条3項の開票結果の公示日から14日以内に文書で選挙管理委員会に対して異議を申し立てることができる。

2 前項の異議申立てがあった場合は、選挙管理委員会で審議する。

(選挙結果の公示)

第12条 選挙管理委員会は、異議申立期間終了後または異議申立ての審議終了後、選挙結果をすみやかに本学会ホームページ等に公示する。

(推薦理事候補者の選出)

第13条 推薦理事候補者は、選挙理事により選出された理事長候補者により、選出する。

(補則)

第14条 定款及び本内規に定めるものの他、選挙管理委員会の運営及び選挙理事候補者選挙の実施に必要な事項は、理事会の議を経て定めることができる。

(改定)

第15条 本内規の改訂は、理事会の議を経て、定めることができる。

施行日：2006年5月18日

改定日：2009年5月27日

改定日：2010年6月10日

改定日：2010年10月1日

改定日：2010年11月28日

改定日：2014年6月5日

改定日：2016年6月11日

改定日：2018年12月16日